

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、私は大きく3点質問させていただきます。

初めに、市営の合葬墓の運用について伺います。養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数は、市営墓地利用者の墓じまいの件数について、市営の合葬墓の運用するための要綱は整備されたのか、伺います。

市営墓地の合葬墓については、令和7年9月定例会及び予算委員会において質問してきたところでもあります。合葬墓の運用においては、要綱等は決められておらず、早期に整備して運用できるようにすることを提案してきました。

そこで、現段階での進捗状況、再確認事項を含めて伺います。

①養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数は、養護老人ホーム和光園では、身寄りのない入所者の遺骨や無縁仏を納める納骨所があります。収骨スペースがないとの理由から令和4年12月に市営墓地の一角に合葬墓を整備されました。ところが、この合葬墓は納骨所の機能がないため、無縁仏の遺骨の収納はできないことが分かりました。結局、和光園の納骨所を利用することになるわけですが、養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数はどのくらいあるのか伺います。

2番目、市営墓地利用者の墓じまいの件数について。少子高齢化や核家族の進行により、墓を継承する方がいないため、墓じまいが適切に行われず、墓地管理料が滞納される事例が発生するため合葬墓を整備したという説明でした。そこで、令和3年度から令和6年度において、墓を継承する方がなかった件数及び墓じまいが適切に行われず、墓地管理料を滞納された件数を伺います。

3点目の質問です。市営の合葬墓を運用するための要綱は整備されたのか。市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、お墓の困難な低所得者の方を対象として、市営の合葬墓を整備されてきたとの説明を受けてきました。そこで、このような市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、お墓の困難な低所得者からの令和3年度から令和6年度において、相談件数とその事例に対してどのように対応されてきたのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

野村市民福祉部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

おはようございます。合葬墓の運用について3点のお尋ねをいただきました。私からは、1点目の養護老人ホーム和光園の納骨所の利用可能数についてお答えします。

和光園の納骨所は基本的に同施設でお亡くなりになり、お骨の引取手がいない場合に利用されます。納骨できるスペースはおよそ1.2メートル四方で、その半分ほどを3段の棚が占めております。3段の棚はほぼ埋まっております。前方の土間のスペースにも数体分のお骨が並んでいま

すが、納骨方法によってはまだ余裕があります。

なお、具体的な利用可能数についてはお答えしかねますので、御了承ください。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

私からは、2点目の市営墓地利用者の墓じまいの件数について、それから、3点目の市営の合葬墓を運用するための要綱の整備についてお答えいたします。

2点目の市営墓地利用者の墓じまいの件数については、令和3年度から令和6年度における墓地の継承が行われず、墓地管理料が滞納している件数は2件ございます。これらは、平成24年度及び平成25年度から継続している案件でございます。

続きまして、3点目の市営の合葬墓を運用するための要綱の整備についてお答えいたします。墓地に関する相談件数は、令和3年度が22件、令和4年度が27件、令和5年度が25件、令和6年度が22件でございます。

相談内容にはいずれも使用権の承継者による改葬手続や申請に関するものであり、市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、墓地の確保が困難な方からの相談はございませんでした。したがって、こうした方々の意見を反映する段階に至っておらず、現時点では具体的な対応まではいたしておりません。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○7番（森要）

ありがとうございます。養護老人ホームの無縁仏、基本的にはこの老人ホームの利用者の方々に身寄りのない方、それから、無縁仏といって行旅死亡人で行き倒れになったような方を市ではあそこをお願いしていたというようなことを聞いておりまして、まだまだ余裕は少しはあるということを確認しました。

ちょっと聞き漏らしまして、環境整備部長、2番と3番の相談件数、もう一度滞納されているのは何件とか、教えてください。お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

まず、2点目の市営墓地の利用者の墓じまい件数でございます。継承が行われず、管理料が滞納している件数は2件でございます。これらは平成24年度及び平成25年度から継続されたものでございます。

それから、3点目の要綱の整備についてのところで、墓地に関する相談件数を申し上げましたが、繰り返します、令和3年度が22件、令和4年度が27件、令和5年度が25件、令和6年度が22件でございます。

○7番（森要）

もともとこの合葬墓をつくるというのは、理由としましては、当初予算の資料のときに、親族

による継承ができない、市営墓地の継承ができない方、それから身寄りのない方、お墓の確保が困難な低所得者ということでございまして、無縁仏というものについてはもう実際にそのためにつくったといいますけど、合葬墓でずばっと入れてしまうということで、前にも説明を聞いたときには、行き倒れの方々は遺骨としてしっかりと取っておかなければいけない。そのためにつくるといったのに、実際つくったものはそういう納骨所ではなくて、このまま骨を入れてしまうという、そういう説明で、どこでそういう変更が加わったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

前回の質問のときにもお答えしたかと思えますけども、行旅死亡人、いわゆる行き倒れの方、こういった方も入れられるんじゃないかという想定を当初はしておりました。ただ、調べますと、そういった方については、市長が官報等に公告すると、こういった方が納骨されておりますということで一時的に保管する必要がございます。そうしますと、この合葬墓は全て散骨しますので、そういった利用には使えないということで、一旦和光園とはまだ調整はしていませんけども、そういった納骨所に一旦は一定期間置かせていただくような形ということで、そこがちょっと当初の計画とは変わった点でございます。

○7番（森要）

だから、最初そういうものをつくるために合葬墓をつくりたいということでやったので、残す墓を、骨つぼとして保管するというものを、初めからそういうものをつくるべきだったと思うんですが、それは本当に計画がずさんではなかったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

ただ、今ほど申し上げました行旅死亡人に関しましては、一定期間過ぎましたところで本当に引取手がない場合は入れられますので、当然利用はできるということでございます。

ただ、そういった方が今は見えませんので、そういった実績がないということでございます。

○7番（森要）

平行線になるような気がします。予算のときの説明はあくまでもそういった方々を入れるためにつくるんだというのがあって、そんなものは初めに分かっているんだから、納骨所を初めからそういうものをつくる、計画するべきことだったと思うんです。和光園のところをお願いしとってつくらせてもらったので、それじゃいけないから市でつくるという説明だったというのを聞いておりますけれども、だから、非常に私はこれはいけないことだと思っています。

今後、そういった行き倒れの方というか、昔はあったんですけど、あんまりないと思いますので、そういった場合はもう一度また和光園をお願いして、ある一定期間は残させてもらっておく、保管させてもらうことは大切だと思っているんですけども、私はこういったもの、大事なお金、300万円近いお金をつかって、それを全然使わずにいくということは非常にもったいない話だったと思っているし、計画がずさんだったと思います。

そこで、合葬墓を運営する要綱をなるべく早急につくるようにとお願いしていたんで、前回確

認しましたらまだできていないというようなことでありました。当然こういった市営墓地の継承ができない方、そういった方も出てくるし、今後身寄りのない方、お墓の確保が困難な方も出てくるので、相談に来たらすぐこういう条件ならできますよ、入れますよとか、そういったことをできるようにするために要綱は早急につくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

議員おっしゃるように、要綱はつくるべきだと思っておりますが、実際に今回の答弁でもさせていただきまして、具体的な御相談がなかったということもございます。ただ、整備した折にはアンケート調査を市営墓地の利用者に対しまして行っておりまして、それからちょっと時間がたっておりますので、再調査ということも当然想定しております。また、終活支援センターと連携しながら、御相談に見えた際に、市営墓地に関してとか、そういった墓じまいについて、ちょっと御意見をいただくような機会を考えますので、前向きに進めたいと思っております。

○7番（森要）

相談がなかったからつukらないというのは非常におかしい話で、例えばこういった和光園の方々の亡くなられた方が、その方がもう墓なんかもつukれないとすれば、和光園でつくってもらうかもしれませんけど、ここに継承する方がないということは市営墓地に入れていくことも可能性はある。そういう場合は幾らになるのか、お金は幾らもらえばいいのか、それともただですか。それから、お年寄りや和光園に入っているけど、親戚はあるけどなかなか離れていてなかなかできない、そういった部分についてもある程度は入れてもいいんじゃないかなという、そういう方々は一体どのぐらいのお金で入れるのか、毎年の管理というのは、1年に1回ぐらいはお経を上げるんだとか、それはなしにするとか、入れるには1回だけの使用料だけであとはもうずっと要らないんだとか、そういった具体的に決めていないのでは入ることができないんじゃないでしょうか。その相談があるかなしにかかわらず、どういうケースの場合には入れるんだという要綱は早急にしっかりとつくっておくべきだと私は思いますので、ぜひ早めにつくっていただきたいと思います。

市長に伺いますが、こういった予算をつくる時に非常に血のにじむ思いでつくったというようなことを昨日も言われましたね。合葬墓をつくる、私はこれだけ、資料を見ただけなら必要やな、やるべきやな、これは大事なことだなと思いますけれども、実際に中を見たら、こんなことは市長には分からなかったと思うんですね、合葬墓、納骨所でなくてばらっと入れるものになってきたとか。私は非常にこの予算の使い方、この整備をするだけの、これの資料だけ見れば私は納得するんですけど、実際の計画を立てる担当者がこんなようなずさんな計画でやってもらったんでは非常に今後もおかしいことになるんだと思います。本当にこういった、こういうためにつくりますよといったことのおりになっていないんですね。だから私ちょっと積算して、皆さんのやり方、本当に検証されているのかどうか、説明したと同時にそういった納骨所でなかったり、計画がずさんなことで内容を変えてしまうというようなこと、私はおかしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

ちょっと議員が何を求めてみえるかがよく分からなくなってきましたんですが、計画、これは最初の経緯、非常によく覚えていますが、最初、墓じまいが非常に増えてきて、それでお骨だけを並べて供養してもらえそうな場所を市営墓地でつくったらどうかという議論からともともと始まったんです。ところが、市内に幾つかのお寺で共同供養の納骨所をつくられるところが増えてきたので、複数あったので、一種の民業圧迫になるという議論があって、それで、本当に無縁仏とか、行き先のないものを収骨する納骨堂にやるという話をして、手元に資料があるんですが、議会でもそういう説明をしているんです。なので、お骨は全部混ざってしまうタイプだということも最初に説明しているし、そういう資料もあります。なので、運用としては最初からその想定だというふうに考えておりますので、実際にその資料もありますし、そういうふうなことも書いてあります、今も見ると市議会でも言っております。なので、これは、そこはあんまりそごがなく、当初どういうものだというふうに認識されていたのかを確認させてもらえればいいと思うんですけど、お願いします。

## ○7番（森要）

私はこのとき議員ではなかったの、聞いてなかったんです。たまたまこういう問題が出たから、その当時の資料を持ってきました。その説明も聞いていなかったの、分かりませんが、要は合葬、無縁仏とか、そういった納骨で入れなければならないのに、そういう身寄りのない方、しかもお金なんか少なく、なかなか離れている方があるけど、それを例えば他のところにやるなんて納骨はかなり高いお金が要るんですね。だから、行き倒れ方もあるし、そういった和光園のやつももういっぱいになってきたから、それをやるんだということで私はこの問題が起きたときはそういう話で聞いていたんです。だから納骨所をつくるんなら、初めから納骨所を市営の墓地のほうへつくるべきだったんじゃないかなと。それを何で高いところへ混ぜ、民業を圧迫するからじゃなくて、今あるところのスペースが駄目だからそういった方、身寄りのない方に対処する納骨所をつくるんだというふうに聞いている、そういうことなんです。

## △市長（都竹淳也）

分かりました。そうなんです、要するに、低所得者の方々が安価に預けられる納骨堂が欲しいという計画をすべき、そういう計画をすべきだったんじゃないかという御主張ですね。それは最初からそういう考え方を取っていないんです。なので、要するに、お墓を建てることができなくてお骨だけは預けたい。しかもそれは高い金額になるから安い市の納骨所をつくったらどうかという、そういう話ですね。そういう前提は最初からないんです。それは最初の段階で、お寺とかできてきているので、それでそちらのほうをまず優先して使ってもらおうという話になっていて、それで、むしろ和光園とかの行旅死亡人とか、身寄りのない方で和光園で預かっている分はもういっぱいになってきているし、あるいはもう墓じまいをしたいんだけど、お骨は別に骨つぼで個別にしてもらわなくてもいい、もう全部混ざっても構わないからという方のためにつくろうということのでつくれたので、今おっしゃるような合葬墓をつくとすれば、合葬墓といいますか、納骨堂ですね、つくるとすればこの後の計画と、この後どうするかという話ですが、ただ、今そ

のニーズをすごく聞いているという状態ではありません。なので、これにつきましては、まだ今現在検討の議題に上げて、何かしら検討しているということではないというふうに御理解いただければと思います。

○7番（森要）

私は今、納骨所をつくれと言っているのではないんです。それはもう今後あまりないだろうから、今の和光園でお願いすることでもいいだろうと。今、身寄りのない方、低所得者のために合葬墓をつくったんだということで、その説明もありましたね。だから、私はそういうときに、低所得者の方のため、それから、行旅死亡人のためにやるんだということだから納骨所は必要だったんでなかったかという計画が、合葬墓を入れるわけではおかしかったんでなかったかなということ言ったんですよね。低所得者の方々に入ってもらうためにこれをつくるんだということをつくったけど、いまだまだ要綱もつくらずに実際に相談がなかったからやらないということはちょっとおかしいんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

△市長（都竹淳也）

どう言えばいいんでしょうか、和光園とかがいっぱいになってきたりした分をそこに入れるということなので、要するに、骨つぼのまま預かったのがたくさん増えてくるので、いっぱいになるからそこに入れようという話なので、それは当然できているわけですから、今後そういうことに使っていくということですし、それから、もちろん市民の皆さんで、これをどこかに預けるんじゃないかという引取ってくれということがあればそれは引取るということですから、そういう場所として設けてあるということなので、使えるという状態になっているからいいのではないかというふうに思うんですが、どこに問題点があるのか、よろしくをお願いします。

○7番（森要）

だからせっかくやっているんで、すぐ使えるようにもう要綱もつくってやってほしい。和光園の遺骨が多分たくさんになって入れないといけない場合は幾らでやるのかとか、そういったことを話されていますかということなんです。だから、はっきりともうできているんだから、そういうこともしっかりとやる必要がある。この問題については、私は市民の方から、この合葬墓をつくるようになった、そうやけど、どうやって入れたらいいのかということ全然広報がなかった。入れられるんだろうか、どうだろうかということがあったので、だから私は聞きに来て、このいきさつを調べたわけなんですよね。だから早めにもうできているし、そういう需要も実はあるんですよね。相談して入りたいという方があるんですよ。だから要綱をしっかりとつくって早めに、だから今の和光園の人のお骨を入れる場合は幾らにするのか、一般市民の方は幾らにするのか、そういうことをしっかりと検討されていますかということなんですよ。

△市長（都竹淳也）

分かりました。御希望があるということなんです、使い方が分からんという、使い方が示されていないので、それを使えるようにしてほしいということですね。分かりました。それは至急対応したいと思いますし、多分申出、その話を聞いていないので余計にそうだったんじゃないかなというふうに思いますので、あくまでも和光園のものを移すだけなら中の話ですからね、ということだったんじゃないかと思いますが、御希望があるんでしたらそれはもうすぐにというふうに思いますので、早速整備をさせていただきたいと思います。

## ○7番（森要）

それでは、2点目の質問をさせていただきます。本市の土地利用計画の対応についてを伺いまして、農振地区の基礎調査の状況について、古川町上町地区の土地利用計画について伺いたいと思います。

本市の将来像を的確に描き、秩序あるまちづくりを進める上で土地利用計画は極めて重要と考えます。特に、宅地化や商業化の需要が高まる地域においては、都市計画法における用途地域の指定の有無が建築物の規模、用途、景観形成などに大きく影響します。本市の著しい人口減少下において、無秩序な土地開発を防ぐ適切な規制をすることにより、道路整備、上下水道整備、冬季の除雪に至るまでの効率的なインフラ整備や、維持管理が図られるからであります。用途地域の指定をする上で農政における農業振興地域整備計画との調整が必要になってくるのは自明の理であります。

そこで、飛騨市の土地利用計画の対応について2点質問します。

農業振興地域整備計画の基礎調査について。令和6年9月の定例会において、5年に1回行う農業振興地域整備計画における基礎調査の実施を求める質問をし、今年度、古川町の基礎調査に必要な経費が予算計上され、古川町の上町地区から調査を始めるとの答弁でした。この調査の進捗状況と、そこから見えてきた課題について、市街地周辺を含めて伺います。

2点目、古川町上町地区の土地利用計画について。古川町上町地区は、市内では降雪量が少なく、高山市にも近いことから、一般住宅やアパートなどの開発圧力が強い地域になっています。隣接する高山市などへの人口流出を止めるダム機能とも言える地域となっています。この地域は都市計画法における用途地域となっていないことから、農業振興整備計画の農用地区域でない農地、いわゆる白地の無秩序な土地開発が懸念されます。こうした現状から、上町のうちは重地区に接する一定の地域は、秩序ある市街化を誘導すべき範囲と見ることができます。

そこで、古川町上町地区の一部について、都市計画法における用途地域の指定を検討すべきと考えますが、市の考え、方針を伺います。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

## □農林部長（野村久徳）

本市の土地利用計画への対応について御質問いただきました。私からは1点目の農振地区の基礎調査の状況についてお答えいたします。

現在、県内でも実績のある調査会社と5月に委託契約し、現行の農業振興地域整備計画書と農地基本台帳、土地課税台帳、土地利用計画図などを照らし合わせて、古川町地区の基礎調査を進めているところです。

見えてきた課題は、本来であれば農用地区域として位置づけることが適当と考える農地が白地となっている箇所が確認されたほか、逆に農地としての継続性や集団性が十分でない、いわゆる点在農地が農用地区域に含まれるケースがあるなど、幾つかの課題が明らかになったところでございます。

これらの状況は将来の営農環境の維持や農地の保全を考える上で計画の妥当性や実効性に影

響を及ぼすものであることから、今回の基礎調査の結果を踏まえ、農用地区域の線引きの適正化を図る必要があると考えております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、私からは2点目の古川町上町地区の土地利用についてお答えいたします。

上町地区は、飛騨市都市計画マスタープランにおいて、都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域のうち、住宅等の建築物と農地が混在する地区となっていることから、農地・住宅等共生ゾーンと位置づけております。

農地・住宅等共生ゾーンでは、住宅等の都市的土地利用と農地の農業的土地利用の共生を図ることを基本として、農地が本来有する多面的機能を生かす観点から、土地利用の転換は原則として抑制し、住宅等の都市的土地利用についても農地との共生を第一とした土地利用を図ることとしています。

また、飛騨市都市計画マスタープランの上位計画である岐阜県の区域マスタープランにおいても、上町地区は農地・集落ゾーンとして位置づけられ、優良農地の保全を図り、それらと調和した良好な集落居住環境の形成を図ることとされており、上位計画との整合を図る必要もあります。

近年、国からは、将来的な人口減少を見据え、持続可能なまちづくりを実現するために、集約型の都市構造の形成が求められており、この方針の下で用途地域の拡大は現実的ではありません。

用途地域を拡大することは、現在の用途地域に設定されている市街地のスプロール化やドーナツ化を招くおそれがありますし、都市的土地利用に伴うインフラ整備が必要となり、投資負担が増加することにもつながる可能性もあるため、慎重な対応が必要と考えております。

また、古川町の用途地域内においては、現状でも住宅等の建設が可能な未利用な土地も多くあることから、区域の拡大ではなく用途地域内の土地利用を進めることが重要と考えております。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○7番（森要）

ありがとうございます。農林部長に伺いますが、今調査をされてみえて、非常に農地の点在化、いろいろこれは白地がかなりある。私も白地を例えば除外すると、そのままほかっておくと、余計に荒れていくような気がしております。私は本当はそういうところの見直しは当然していただきたいと思っておりますし、それをやるには用途をかけてしっかりとこの住宅地とかをやるべきだと思っておりますが、今、用途のことについては基盤整備部長からも聞きましたけど、白地のことに対する私の考え方は、そのままにしているのはちょっと難しいんじゃないかという気がしますが、農林部長としましては、どんなふうに思われますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

古川町も、例えば林縁部みたいなのところもあれば、あるいは市外から離れているんだけども

住宅が広がっている地域、あるいは上町周辺みたいにもう市街地に近くて、農地も宅地も点在しているような地域とありますので、そこを分けて考える必要があるかと思います。

やはりこれから人口が急速に減っていきますので、それに見合った適正規模とか、守り方をどうしていくかという意味では非常に今回の御質問の趣旨というのは大切なところじゃないかなと思っております。

我々のサイドとしては、具体的に申し上げますと林縁部周辺の今浮かび上がってきているのは、もう荒れてしまったところ、あるいは林地化してしまったところがそのまま農用地区域に入っている、あるいは、これは市街地周辺になるんですが、先ほど申し上げたみたいに、本来であれば農用地に入っていないきゃならないところが入っていないということもやはり散見されました。これは恐らく合併の前から、今は表管理とあって、要は農用地区域が表記されているんですが、前は除外された農地で表記されていたんで、そういったことで起きてきたんじゃないかなと推察しております。

そうした上で、まずはきちっと本来の姿に編入、あるいは点在しているところは除外ということをきちっとするということがまず第一になりまして、その上で、今後の土地利用を都市計画サイドと調整を図りながら進めていくということが大事であるのかなというふうに思っております。

#### ○7番（森要）

ありがとうございます。私も同じような認識で、非常に上町地区は本当虫食い状況がひどい。それから耕作放棄地もある。それから今横山部長の答弁であそこは共生ゾーンでやっていくと、上のほうではそういった都市計画は非常に難しいんだということですが、私はあそこは住宅地としてある程度、工業地もありますけどもしっかりとすみ分けをして、それに応じた道路とか、水路とか、それからいろんな計画が立てられて、100年の体系でございますので、そうやってやるべきじゃないかなと私は思っているんです。今の幸栄町とかああいうところもつくっていただきましたから、ほかのものを誘導するということはまた私の後のテーマでございますけど、今日は、この上町地区のことを私はこういった虫食いを防ぐためには用途をしっかり白地をするにもやるべきだし、見直しをするちょうどいいタイミングなので、土地利用計画をしっかり立てるのは大切だと思っているんですが、市長もこの私の言った考え方についてどう思われますでしょうか。

#### ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

#### △市長（都竹淳也）

おっしゃるとおりなんです。土地用地は非常に実は難しい問題なんですけど、いろんなことがありますので、一口になかなか言えないところもあります。とにかく諸問題が非常にありますから、でも、議員のおっしゃるようなことは非常に理解できるということでございます。

#### ○7番（森要）

私は本当にこれもいろんな方々からいろいろ聞いて、やっぱりこれをやるべき、道路もしっかりとした住宅にするのは道路整備、また、水路も非常にあそこはいいところなので、水路の便もいいので、そういった計画も立てられますし、住宅地も点在したところとんとんとつくって

くよりもしっかりとやったほうが私はいいと思いますし、工業地域もあると思います。優良な農地を除外するという事は非常にあそこは穀倉地帯でいい場所であったということもあるんですが、今現状はもう虫食い状態になっていると。これでは非常に問題が起きると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。地域営農構想の策定と担い手支援について伺いたいと思います。

地域営農システム構想策定のプロセスから見えてきた課題について。2点目は、市役所内に地域営農を統括する専任組織の設置についてを伺います。

飛騨市では水稻生産者の高齢化や後継者不足により、水田の受け手が減少しています。このため多くの兼業農家の後継者は農地の維持といった負担を抱えています。一方、受け手となる土地利用型農業の後継者は、これ以上農地の受け手として営農を持続できるだろうかという不安を抱えていると聞きます。このままでは古川町市街地周辺に広がる水田も耕作放棄地化が進み、住環境や景観形成まで崩れてくるのではないかと危惧しています。昨年12月定例会において、耕作放棄地の増加、担い手の高齢化、受皿となる農業生産法人の問題、農作業の効率化を図るため、地域営農システム構築の必要性を述べました。

構想策定には、丁寧な合意形成のプロセスが大切になり、土地利用型農業の農業生産法人や中核的農業者、地域の合意形成となる農業改良組合や農業委員会関係機関であるJAひだや岐阜県などと協議を重ねることからスタートし、令和7年度中の地域営農システム構想の策定を目指していくと答弁をいただきました。私は、この構想策定は重要であり、かつその実現は大変であると認識しています。そこで、次の2点について伺います。

地域営農システム構想策定のプロセスから見えてきた課題について。水田農業を担ってきた多様な担い手のリタイアが進む中で、水稻が作付され、良好な水田環境が維持される仕組みづくりを目的とした地域営農システム構想策定に向けて、様々な生産者の声を聞かれていると思います。そこから見えてきた課題について伺います。

2点目、市役所内に地域営農を統括する専任組織の設置について。これまで市役所の農政担当部局の業務は、国や県の補助事業の活用、加えて市の補助制度などをつくり、農業者や地域を支援する取組が主であったように思います。とても重要で範囲が広く大変だと感じています。一方で、さきに述べた課題を解決していくためには、農作業受託組織のネットワーク化や、そのための支援が必要であります。加えて、国土保全にもなる土地利用型生産者と市の管理とも受け取れる農道のり面の草刈りや水路の清掃活動など、それらを調整する仕組みづくりを進める業務が必要となるのではないかと考えます。こうした地域営農を統括する専任の組織体制をつくる考えはないか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、2点目の専任組織の設置についてのお答えをしたいと思います。

市役所の中に地域営農を統括する専任組織を設置したらどうかという御提案でございます。全

くごもっともでございまして、地域営農、この問題を非常に重視をしているものですから、農業後継者の不足への対応という切り口もあれば、農地の集約化、農作業の受託組織のネットワーク化、それからのり面の草刈り、水路の維持管理、また、地域資源の保全ですね、こうした点いずれを取っても飛騨市の農業の持続性というのを確保していく上では大変重要でありますから、この地域農業全体の振興、経営支援ということになってきますと、地域営農の推進というのは総合的に取り組んでいく重要なテーマだということは重々認識をしております。

ただ一方で、市役所の現在の職員体制は極めて厳しい状況にございまして、新たに専任組織を設置するだけの人的余裕がないという状況です。これは正職員がだんだん取りにくくなってきているということももちろんありますし、会計年度任用職員のような職種の方が本当に今取れないものですから、かつての市役所のように人的な余裕があるという状況になっていないということがあって、現時点で専任組織を設けられるかというとなかなか難しいというのがお答えになります。もっと正確に申し上げれば、やりたくてもなかなかできんということでございます。

したがって、当面やはり現在の農業振興課を中心に関連部署が連携して、そして地域の皆様方、関係団体と協力しながら進めていくという方法しかないかなと思っておりますので、気持ちとしては賛成なんですけど、なかなかちょっと難しい状況にあるということは御理解いただきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、1点目の地域営農システム構想策定のプロセスから見えてきた課題について答弁いたします。

森議員から昨年度の一般質問で御指摘をいただいて以来、今年度は古川町の策定を目標に、1ヘクタール以上の水田を耕作している農業者へのアンケートの実施や意見聴取などを進めているところです。アンケートや個別の聞き取りにおいては、水田を担ってきた多様な担い手の高齢化とリタイアの進行、機械更新にかかる費用負担の大きさ、農地が狭く点在していることによる作業効率の問題、自身の後継者問題への不安といった将来の営農継続に関わる切実な声が寄せられています。特に、息子が後継者となってくれたがこれでよかったのかと、将来不安を吐露される意見、また、水田の規模拡大を進めているが、工事が完成すると大きな農業機械の導入が必要になるが、その資金をどうするかといった構造的・地域的課題が明らかになってきております。

こうした意見を踏まえ、本市といたしましては地域営農を持続可能なものにするため、土地改良事業による農地の規模拡大と集約化の推進、農業機械共有化や共同作業体制の構築支援、意欲ある担い手の育成確保、地域全体で営農を支える協働体制の整備などを構想の方向性として整理しているところでございます。

引き続き、農業者や関係団体の皆様の声を丁寧に伺いながら、具体的な施策の検討を進め、本年度中の構想策定に向けて取りまとめを行ってまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

## ○7番（森要）

ありがとうございます。今農林部長から地域営農システムの課題を聞かせていただきました。私は今年から親から受けた田んぼをやりかけました。実際やってみるとやっぱり大変ですね。昔はみんなで手植えでやったりしてやってきたんですけど、もう私たちはそれぞれ行くようになってからはもう人に預けていったんですが、たまたまもうそろそろできないというようなことで、そうしたら持続してやっていくためにはどうしたらいいかというようなことで私、今年はやってみようかなということでやってみました。それには機械もないから、機械も中古を買わせてもらったり、実際やったりしました。そうすると、非常にお金がかかるものだな。小さい1反ぐらいのものに何十万円もする耕運機とか、脱穀機とか、それでちょっと傷むと最低でも五、六万円かかる。それで、作業しようかと思うと、昔はたくさんで手伝ってくれたけど、私1人だということになると非常にこれは難しいな。こういったこと、今言われました玄の子の土地改良なんかやられたときに、担い手の方が、この前も出ていましたけど、農道の畦畔の草刈りをとてもできる、昔は受注したいからそれぞれできたんですけど、それができなくなって、担い手の方々に負担を求めるのはちょっと私もおかしいね、やっぱり市のものだから市で何とか管理して草刈りもやればいいんだなというようなことを思っているんですが、そういったことも踏まえて、非常にやってみるといろんな問題が分かってまいりました。そういった意味で大変だと思いますけど、実際にどうすればいいのか、また構想をこのまま続けてもらって、時々どういような状況であるかも聞かせてもらいたいなと思っております。

それで、先ほど市長の2点目の専任組織、例えば担い手の方がもうやるにも、機械でつくっている人が機械をやると、今度はもみを運ぶのにもみを運ぶ、機械を止めてやらなければならない。だから本当は機械をやるときは機械をしっかりとやって、あと補助する人が出てくる人がおってもみを運んでくる。田植なら田植で、苗を持ってくる人はその人を、番する人が必要だと思うんですが、そういった手伝ってくれる方々をうまく調整してやっていくためには、そういった先ほど2番目の地域営農を統括するという組織があってやっているといいんだなというような気がしているんです。ただ、人があるから非常に難しいというのはよく分かりますけれども、例えばリタイアされた方々がまだまだ60歳、定年が終わってからもまだまだできる方々、農業経験がある方、そういった方々をぜひそういったものにするためにはそういった準備室をつくって、こういう受託された機械は、この機械はあなたはこちらをやってください、手番はこの人に行ってもらいますよとか、そういった調整をできるようなものが私は大切な、必要なんだと思っていますので、その人的要件で難しいことは分かりますけど、何とか方向性としてそれをできる第二の役場みたいな感じになる、市役所になるかもしれませんが、もう一度検討してもらいたいなと思っておりますが、それについてももう一度どうでしょうか。準備室とか、そういったものを、あとは人的ということだけならそういうことも考えられるんじゃないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

役所の中に置くのかどうかという議論もあると思うんですよね。非常に特定の、非常に限られ

た施策ですから、人を置いてやるというのはやっぱり余力的に難しいと思うんですね。逆に、ただ、民間の担い手になる会社を中心となってそういう組織をつくる。それを支援するという方法もあると思うんです。なので、これは役所が人を置いて全てやるというんじゃないくて、むしろ、そういうのを総合的に統括するのは、例えば会社が立ち上がって、そこがやるのを支援するとか、そういうこともあるかもしれませんが、ただなかなかその人の確保も実際難しいんですよ。今リタイアした高齢者というのがいなくなっている時代なので、つまりもう75歳とかまで普通に働く時代になってきていますから、これがもう飛騨市内の通常の形になっていますので、そうすると、昔のように60歳過ぎて時間がある方というのはもうほぼいない状態なので、それはそれでまた違う形で考えていかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。ただ、すごく人数が要る話では決してないと思いますから、それはまたちょっと担い手の農家さんたちとよく話をしながら、どういうサポートをどういうふうに入れればいいのか、その中で、組織とか会社とか団体の在り方というのを考えてみたいなというふうに思います。

○7番（森要）

私もそういった市役所に置くべきものなのかどうかということ考えたとき、普通の民間のそういったところもいいなということも思ったんですが、たまたま私は、全体的な補助金の制度もよく分かる方々、そういった方がやるほうが、その人が仕事をするのではないので、コーディネートするだけなので、だから、そういう意味のことで市役所にあつたほうがいいんじゃないかなということで、里山の整備の補助をうまく利用したお金でこっちのほうに回すとか、そういったことができるのは市役所でなければ難しいんじゃないかな。だから、作業だけの委託だけとか、そういう調整ならそれでいいんですけれども、ある程度経験があつて、そういったことがよく分かる方々がやってくださると私は非常にいいんだなと。私は人を頼もうと思ってもなかなかどこへ頼んでいいかわからない。ここで営農を頼むとここはうちの管轄じゃないからできない、遠く離れているからできないとかあつて、その作業を手伝ってくれる人だけでも大変なんですよ。

ヒダスケ！を今年私やらせてもらったんで非常に助かりましたけれど、これも一つ問題があつて、天気の問題があつて、この日決めとつたけど雨が降って中止になったときはこれはできない。それは申し訳なかったなという気がして1回か2回延びたんですけども、だからそういう作業的なこともしっかりとネットワークで、このヒダスケ！さんがあつたり、営農組合があつたり、そういったことが全体的に分かることができるのはそういった経験者でなければわからない。それから、補助をうまく利用するのも、そういった方が大丈夫である。だからそういう意味で人的は今からしっかりと考えて何をするのか、何をやるのかは、今の構想もいろんなところも含めて、そろそろ考えて前向きにぜひ考えていただきたいなというようなことを思っております。もう一度その辺についてぜひ考えてもらいたいんですが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

議員おっしゃるのは理想系、松竹梅で言えば松、上松という感じなんですけど、松でいけるのか、梅でいけるのか、ちょっといろんなことは考えてみたいと思いますが、どうしても人的制約の中で、限られた、絞られた施策をやっているわけですから、いろんな知恵と工夫はあると思

ますので、諦めずには考えたいと思いますが、なかなか不足というのが難しいことは答弁で申し上げたとおりですね、御理解いただければというふうに思います。

○7番（森要）

以上で私は終わります。ありがとうございました。

〔7番 森要 着席〕